



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成 27 年 4 月 3 日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

温泉関係施設における「硫化水素中毒」 の防止対策を!

秋田県内で発生した温泉関係施設での硫化水素が原因と考えられる災害により、労働者3名が死亡するという重大な労働災害が発生したことを受け、過去の労働災害情報もあわせて提供し、同様の施設を運営する事業主団体等に労働災害防止のため、対策の周知徹底を呼びかけています。

お忙しい中ではありますが、酸素欠乏作業を含め危険有害業務について、安全作業を周知の上、対策の実施をいただきますよう願います。

↓ 各資料をクリックしてください。

別添1 [「温泉関係施設における硫化水素中毒防止対策の徹底について」\(通達\)](#)

別添2 [周知文書](#)